

三重県東日本大震災東北地方太平洋沖地震支援本部設置要綱

(改正案)

(設置)

第1条 東日本大震災東北地方太平洋沖地震（以下「大震災本地震」という。）に係る支援対策のため、三重県東日本大震災東北地方太平洋沖地震支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 支援本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 大震災本地震に伴う人的派遣に関する事。
- (2) 大震災本地震に伴う物的支援に関する事。
- (3) 県内被害への支援に関する事。
- (4) その他大震災本地震に伴う支援のため必要な事。

(組織)

第3条 支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者を充てる。

- 2 本部長は、支援本部に関する業務を統括し、支援本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故がある時又は本部長が不在の時はその職務を代理する。
- 4 支援本部の所掌事務を円滑に処理するため、幹事会を置く。

(本部員会議)

第4条 対応方針の決定、連絡調整を円滑に行うため、本部員会議を開催する。

- 2 本部員会議は、本部長が招集する。
- 3 本部員会議は、本部長が主宰し、別表1の中からその都度必要と認めた本部員で開催する。
- 4 本部長は、別表に掲げる者のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。
- 5 本部員は、本部長に対して本部員会議の開催を求めることができる。

(幹事会)

第5条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、別表2に掲げる職にある者を充てる。

- 2 幹事会は、本部員会議からの指示事項の処理及び、連絡・調整等を行う。
- 3 幹事会は、幹事長が主宰し、別表2の中からその都度必要と認めた幹事で開催する。

(事務局)

第6条 支援本部の事務局は、防災危機管理部防災対策室に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 日から施行する。

別表 1

区 分	所 属
本部長	知事
副本部長	副知事
副本部長	副知事
本部員	政策部長
	政策部理事（地域支援担当）
	総務部長
	生活・文化部長
	防災危機管理部長
	健康福祉部長
	環境森林部長
	農水商工部長
	農水商工部理事
	農水商工部観光局長
	県土整備部長
	県土整備部理事
	出納局長
	企業庁長
	病院事業庁長
	教育長
警察本部長	

別表 2

区 分	所 属	職 名
幹 事 長	防災危機管理部	副部長兼防災危機管理分野総括室長
幹 事	政策部	人権・経営品質特命監
		広聴広報室長
	総務部	経営総務室長
	防災危機管理部	危機管理総務室長
		防災対策室長
	生活・文化部	生活・文化総務室長
	健康福祉部	人権・危機管理特命監
	環境森林部	人権・危機管理特命監
	農水商工部	人権・危機管理特命監
	県土整備部	人権・団体経営特命監
	出納局	会計支援室長
	企業庁	危機・事業管理特命監兼RDF発電特命監
	病院事業庁	政策企画特命監
	教育委員会	情報・危機管理特命監
警察本部	警備第二課危機管理室長	